

令和 8 年 7 月 13 日

厚生労働省
老健局長 黒田 秀郎 殿

訪問看護推進連携会議

公益社団法人 日本看護協会
会長 秋山 智弥

公益財団法人 日本訪問看護財団
理事長 田村 やよひ

一般社団法人 全国訪問看護事業協会
会長 中島 正治



令和 9 年度介護報酬改定に関する要望書

2040 年に向け、医療・介護の複合ニーズを抱える 85 歳以上人口の増加や生産年齢人口の減少等の介護をとりまく状況と課題を踏まえ、介護保険サービスの利用者が地域で安全・安心な療養生活を継続できるサービス提供体制の整備が急がれます。要介護高齢者等の居宅を中心とした療養を支え、さらには地域において各介護サービスと連携を図り、必要な看護を効果的・効率的に提供するためには、訪問看護の体制強化・人材確保は不可欠です。

在宅医療の需要のさらなる高まりを見据え、持続可能で質の高い在宅医療提供体制を維持する上で、訪問看護師の処遇改善は急務です。以上より、下記の事項について、ご検討ならびにご配慮をお願い申し上げます。

要 望 事 項

全ての訪問看護師の処遇改善

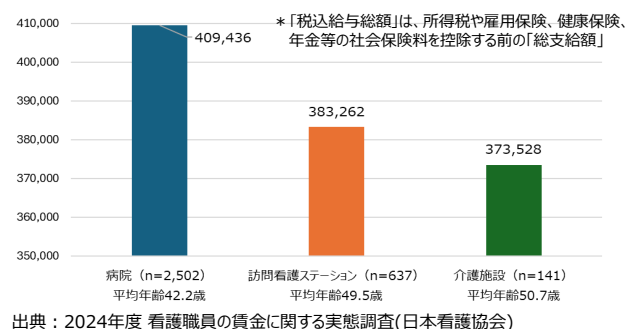
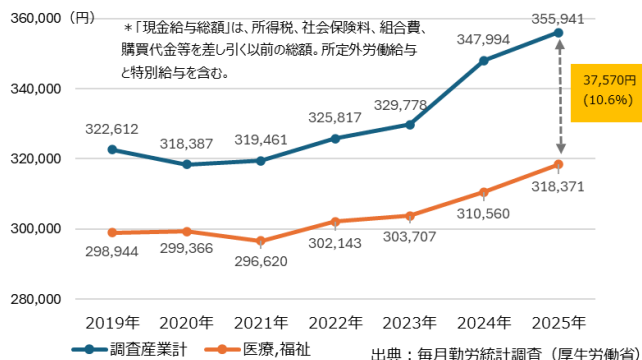
訪問看護事業所の安定的な運営を支える介護報酬の確保

訪問看護師が、他産業と遜色ない賃金引上げが可能となるようさらなる処遇改善を図られたい。あわせて、訪問看護事業所が職員の処遇改善を図るために必要な原資を確保されたい。

2040 年に向け、訪問看護の需要はさらに高まることが見込まれる一方で、介護領域に従事する看護職の処遇については、病院で勤務する看護職との差が開いている状況にある。また、令和 8(2026) 年度介護報酬改定で介護職員等処遇改善加算の対象に新たに訪問看護ステーション等が含まれ、多くのサービスで加算率が引き上げられたが、他産業と医療・福祉分野の給与差は拡大しており、他産業への人材流出が強く懸念される。訪問看護ステーションの求人倍率は 4.54 倍（令和 6 年度）と病院や介護施設等、他の施設種類と比較し最も高く、在宅での生活を希望する利用者に対する安全・安心で質の高い看護提供体制の維持のためには、処遇改善とそのための原資を確保することが喫緊の課題である。

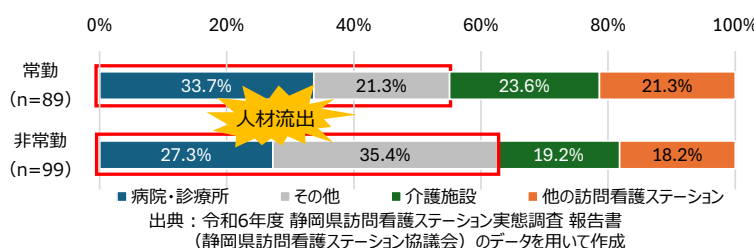
また、訪問看護事業所の 38.2% が赤字であり、訪問看護の令和 6(2024) 年度決算は前年度から 1.6 ポイント減少している。地域で重要な役割を果たす訪問看護事業所の運営とそこで働く職員の就業が持続可能なものとなるよう、基盤となる訪問看護事業所の安定経営に向けた支援は、職員の処遇改善を実現する上で不可欠である。

■他産業との給与差は拡大している

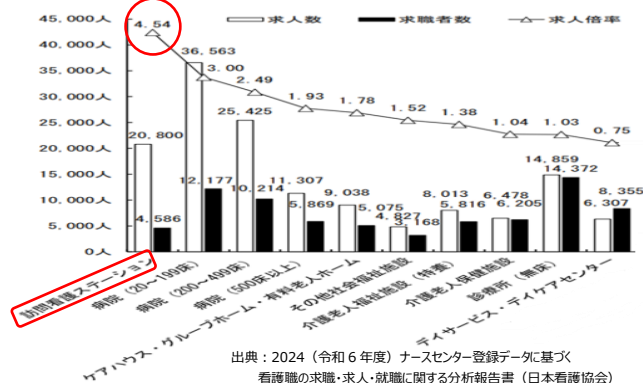


■訪問看護ステーション退職後の就業先

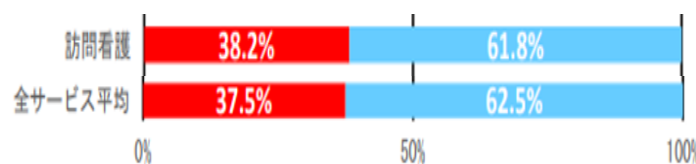
—半数以上が訪問看護や介護施設以外へ流出—



■訪問看護ステーションの求人倍率は 4.54 倍（令和 6 年度）



■訪問看護の赤字事業所は 38.2% と全サービス平均を上回る（令和 6 年度決算）



■訪問看護の令和 6 年度決算は前年度から 1.6 ポイント減少

	収支差率			収入に対する給与費の割合		
	令和5年度	令和6年度	対前年度	令和5年度	令和6年度	対前年度
	決算	決算	増減	決算	決算	増減
訪問看護	11.9%	10.3%	▲1.6%	68.7%	70.1%	+1.4%
	(12.0%)	(10.3%)	▲1.7%	(68.7%)	(70.1%)	(+1.4%)
	(11.3%)	(9.7%)	▲1.8%			

37.5 万円 → 33.7 万円に減少（-3.8 万円）

括弧なしは、税引前収支差率（コロナ関連補助金及び物価高騰対策関連補助金を含まない）
< > 内は、税引前収支差率（コロナ関連補助金及び物価高騰対策関連補助金を含む）
() 内は、税引後収支差率（コロナ関連補助金及び物価高騰対策関連補助金を含む）

出典：第 249 回介護給付費分科会 資料 1（令和 7 年度介護事業経営概況調査）2025 年 12 月